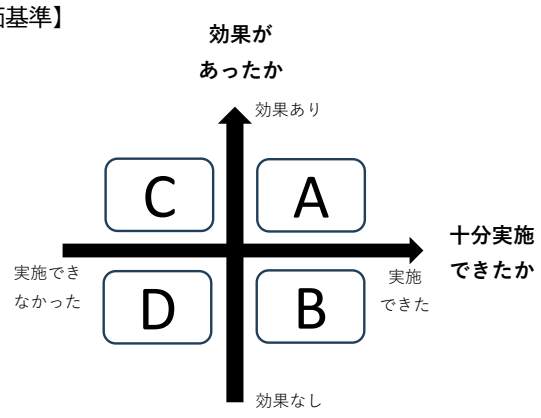
# 令和8年度　桑名市こどもの権利条例に基づく取組・評価

| 担当課 | 事業・施策・取組名 | 事業概要・取組内容 | 目標（目指すべき姿など） | 実施内容・成果（数値等具体的に） | 評価 | 評価の理由 | 次年度の方向・課題 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子ども未来課 | こどもの権利の日周知 | ・11月に、こどもの権利の日に関する懸垂幕を掲げる。広報、SNSなどでも周知する。<br>・こどもをはじめとする市民の方にこども権利の日を広く知ってもらうため、イベントを実施する。 | 広く周知することで、こども・大人ともに多くの人に知ってもらい、こどもの権利に関しての意識を高めてもらう。<br>・イベント参加人数　100人 | | | | |
| | こどもの権利に関する出前授業 | 市立小学校・義務教育学校9校にて、6学年児童を対象にこどもの権利に関する出前授業を実施する。 | 市内全市立小学校・義務教育学校で出前授業を行うことで、児童自身がこどもの権利に関して理解を深める。<br>・市内全市立小学校・義務教育学校　24校 | | | | |
| | こどもの権利に関する研修 | ・市職員向けに、こどもの権利に関する研修を実施する。<br>・学童保育所職員向けに、こどもの権利に関する研修を実施する。 | 市職員やこどもに直接関わる学童保育所職員自身がこどもの権利に関して理解を深める<br>・それぞれ年1回 | | | | |
| 子ども総合センター | 児童虐待防止推進月間 | 11月に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取り組みを実施。 | 広報・啓発活動により、児童虐待の早期発見・早期対応を強化すること目指す。<br>・オレンジリボン配付1000個　年1回<br>・オレンジツリー　メッセージ貼付数30枚 | | | | |
| | 児童虐待防止啓発事業の実施 | 児童虐待防止のための啓発イベントを令和8年1月に実施予定。 | 広報・啓発活動により、児童虐待の早期発見・早期対応を強化すること目指す。<br>・イベント参加人数1000人 | | | | |
| | 子どもの権利を守るCAP研修事業 | 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から、自分のこころとからだを守る暴力防止のための予防教育を行う。 | 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から、自分のこころとからだを守る知識を身に着けられるようになることを目的とする。<br>・市内市立小・中・義務教育学校　32校 | | | | |
| 幼保支援課 | 子どもの人権を考える講演会を開催 | ・年に1回、保護者・子育て支援関係者に向けて、子どもの人権を考える講演会を開催している。<br>・講演会開催にあたっては、市内全保育施設・幼稚園の保護者にチラシ配布等の周知を行う。 | 保護者と保育士が子どもの人権について理解を深めることで、子どもを取り巻く環境の質の向上、家庭と保育所(園)、幼稚園が一体となって子どもを支える基盤作りを行う。<br>・年1回・参加人数70名 | | | | |
| | 人権保育実践の推進 | 公立保育所において、4・5歳児を中心に人権をテーマにした年間計画を立て、絵本や体験を通してお互いの違いを認め合える関係や仲間づくりの実践を進めている。 | 性別・国籍・障がい・見た目の違いなどに対する先入観を持たず、自分も相手も同じように大切な人間であるという人権感覚の土台作りを行う。<br>・公立保育所5施設 | | | | |
| | 職員向けこどもの人権研修 | 市内全保育施設・幼稚園の職員向けに、こどもの人権に関する研修会を行う予定。 | 公私の垣根を超え、子どもを「守られる存在」としてだけでなく、「権利の主体」として尊重する姿勢を養い、不適切保育の未然防止と質の高い保育・教育に繋げる。<br>・年1回・参加人数50名 | | | | |
| 人権センター | こどもの権利の日周知 | ・こどもの権利の日を周知するため、啓発物品を配布する | 広く周知することで、こども・大人ともに多く人に知ってもらい、こどもの権利に関しての意識を高めてもらう<br>・イベント参加人数　100人 | | | | |
| | 桑名市こどもの権利条例に基づく相談窓口の開設 | ・12月に、こどもの声を聴く相談窓口の開設 | こども自身が何を望むかを聴き、こどもたちの気持ちを大切にしながら一緒に考える相談開設日：週3日(月・水・木) | | | | |
| 教育指導課 | こどもの権利に関する出前授業 | 市立小学校・義務教育学校9校にて、6学年児童を対象にこどもの権利に関する出前授業を実施。 | 市内全市立小学校・義務教育学校で出前授業を行うことで、児童自身がこどもの権利に関して理解を深める。<br>・市内全市立小学校・義務教育学校　24校 | | | | |
| 人権教育課 | 「こどもの権利の日」に係る取組について依頼 | ・子どもたちが自分の権利について考え、その大切さを再確認する1日にするため、子どもの発達段階に応じた取組を進めるように各校へ依頼する。<br>・人権意識調査(小学6年生、中学2年対象)において、桑名市こどもの権利条例に関する認知度、自分が大切にしてもらっていると実感する権利に関する質問項目を設けて実施する。 | パンフレット、ポスター、デジタルブック、教材に関する情報提供を行い、すべての学校でこどもの権利に関する授業に取り組むことにより、こども自身がこどもの権利に関して理解を深める。<br>・市内市立小・中・義務教育学校　32校<br>・桑名市こどもの権利条例に関する認知度が80% | | | | |

【評価基準】




A　計画通りに実施し、効果があった
B　実施したが、期待する効果が得られなかった
C　実施は不十分だったが、効果があった
D　実施も効果も不十分であった